

# 平成27年度 事業計画書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

## I 基本方針

本会は、平成25年4月1日に内閣総理大臣の認定を得て、公益社団法人に移行いたしました。

「公益社団法人」として、果たすべき使命を確実に実施することにより、本会の確固たる社会的地位の確立に努めるとともに、永続的な発展・拡大を見据えた事業計画を策定することが必要であり、各会員が公益社団法人の存在理由と果たすべき使命を再確認し、本会が実施する公益目的事業を活性化することにより、活力ある社会の実現に貢献することが重要である。

よって、今後も、職業安定法に基づく調理士紹介所の事業の適正な運営について指導・援助を行うことにより、調理士の職業の安定、就労条件の改善及び福祉の増進を図るとともに、調理師法に基づく調理師の技術の向上に関する事業及び食育基本法に基づく食育推進事業を積極的に行うことにより、和食の世界文化遺産登録を契機として、国民の食文化の発展に寄与することを基本方針とする。

## II 事業内容

本会は、上記の基本方針に沿って、次の3つの公益目的事業を中心として、事業を実施する。

### 1. 勤労意欲のある調理師に対する就労の支援を目的とする事業（公1）

- (1) 職業紹介適正化セミナーや調理士紹介所訪問等を実施し、調理士職業紹介事業の適正な運営を行うことにより、職業紹介を通じて、求人者に対して、時短や年休の取得促進等労働条件の改善及び福祉の増進及び雇用の安定を働きかけるよう調理士紹介所に対して指導・支援を行う。
- (2) 民営職業紹介事業に関する関係法令及び要領等の改正に伴い、文書等による指導・勧奨を行い、民営職業紹介事業運営の適正化及び円滑化を図る。
- (3) 調理士紹介所に対して、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会が実施している、職業紹介スキルの向上等を目的とした「職業紹介士資格認定試験」の受験の勧奨を行い、調理士紹介所が事業運営の健全な発展・向上、職業紹介サービスの高度化、事業運営の適正化及び職業紹介事業者の資質の向上を図る。
- (4) インターネットを活用し、本会のホームページを通して、調理士紹介所を周知し、求職者及び求人者に対する職業紹介の円滑化を図り、調理士の失業の解消と職業の安定に努める。
- (5) 調理士の福利厚生の一環として、一般財団法人全国中小企業共済財団と連携し、病気やケガ等に備えた医療保険制度への加入促進及び退職金制度の確立などに努めることにより、調理士の確保と定着を図る。

### 2. 講習会、日本料理セミナー、機関誌の発行、優秀調理師の顕彰等事業（公2）

- (1) 職業調理士（師）の技能の向上に関する事業

#### イ 調理師熟練者講習会の実施

職業調理士（師）の地位向上を図るため、調理師法に基づく専門調理師及び職業能力開発促進法に基づく調理技能士の各称号が同時に取得できる調理技術技能評価試験の学科試験の免除を受けることができる本講習会を全国各地で実施する。

さらに、実技試験合格をめざす受験者のため、「実技試験予備講習（日本料理区分）」を開催し、合格者の増加を図る。

また、地方支部が同講習会を実施する場合、実施団体に対して、講師の派遣など指導・協力するとともに、実施団体から要請のある試験委員の推薦及び会場設営等に対する協力を行う。

#### ロ 日本料理セミナーの実施

日本料理の普及と技術の伝承・向上を図ることを目的としたセミナーを東京都内において、原則として、毎月1回（1月及び8月を除く）、年間10回本セミナーを実施する。

本セミナーの周知については、ホームページや機関誌等を通じて、調理師専門学校の生徒を始め、広く一般に参加を求める。

また、地方支部等が本セミナーを実施する場合、同セミナー実施団体に対して、設営及び講師の派遣など指導・協力する。

#### (2) 機関誌「料理四季報」の発行事業

職業調理士（師）の資質及び技能の向上、和食の普及並びに本会事業を社会に広め、調理師の社会的地位の向上の啓発宣伝のための関係情報を提供する手段として、毎月、「料理四季報」を編集・発行する。

また、事務局に編集委員会を置き、毎月1回開催し、より一層の機関誌の内容充実に努める。

#### (3) 功労調理士紹介事業者及び調理師等に対する顕彰

労働力需給調整に寄与した調理士紹介事業者、優良求職者及び優秀技能調理士（師）等に対して、叙勲、褒章、各省大臣表彰等への推薦を行う。

また、調理師関係団体、調理師養成施設及び各会員支部が実施する技能展や料理コンクールなどに対して、当協会の後援名義の使用や審査員の派遣、優秀作品の出展者に対して会長賞を授与する。

#### (4) 称号制度の創設

称号授与規程（仮称）を制定し、特に優秀調理師として業界の発展に寄与された者に対して、当協会長が特別な称号を付与することを検討する。

### 3. 食育推進事業（公3）

#### (1) 日本料理全国大会（食育展）の実施

伝統を有する日本料理技術の伝承・発展に努めるとともに、調理士（師）の資質の涵養と技術の向上を図り、食材料の有効活用による外食産業の発展・振興を促し、食文化の一層の進展と食生活の改善、食育の推進並びに観光事業の進展と地域経済の発展に寄与することを目的として、厚生労働省を始め関係省庁及び関係団体等の後援・協賛により本大会を実施する。

なお、27年度は、次ぎの日程、場所で、第35回大会を実施する。

◇ 日 時 平成27年9月30日（水）

◇ 場 所 東京都千代田区麴町6-6

スクワール麴町

#### (2) 食育推進全国大会への参加

「食育基本法」の食育推進計画に基づき、内閣府が実施する本大会に積極的に参加する。また、専門調理師の活動について、調理関係団体と連携・協調して啓蒙活動に協力する。

なお、27年度は、次ぎの日程、場所で行われる第10回大会に参加する。

◇ 日 時 平成27年6月20日（土）～21日（日）2日間

◇ 場 所 東京都墨田区錦糸4-15-1 錦糸公園内

墨田区総合体育館

#### (3) 専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座への参加

公益社団法人調理技術技能センターが主催する本講座へ参加を促し、講座受講修了者に与えられる食育推進員を育成し、より高度な技術・知識を備えた専門調理師等を活用することにより、各都道府県等が行う食育推進活動に積極的に取り組むよう指導する。

### 4. その他の事業

#### (1) 組織の強化拡充

公益社団法人として、引き続き公益目的事業を推進するため、当協会が実施する事業への理解を求め、当会への加入勧奨により会員数の拡大に努めるとともに、組織の強化・拡充を図る。

また、会費の未納支部については、納入の勧奨を行い、会員各位のご協力により、財源の安定化を図り、一方では、業務の合理化・簡素化を実施する。

#### (2) 会議の開催

定款に基づき、理事会（3～4回）、社員総会（2～3回）、その他会議を必要に応じて開催する。

イ 平成27年度第1回理事会（予定）

5月20日（水） 13時～15時

ロ 第5回定時社員総会（予定）

6月10日（水） 13時～15時

#### (3) その他

上記の他、本会の目的達成に寄与すると認められる事業については、所定の手続きを経て、積極的に実施する。